

平成23年9月
交 通 局

工事及び測量・設計に係る

事後確認型一般競争入札の実施について

これまで、「事前確認型一般競争入札」及び「通常型指名競争入札」を実施していた工事及び測量・設計に係る案件について、平成23年10月以降に公告する案件から、入札参加資格確認を入札執行後に行う「事後確認型一般競争入札」に移行しますのでお知らせします。

1 対象案件 工事、測量・設計に係る入札案件

ただし、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）の規定が適用される案件（WTO案件）及び事後確認型一般競争入札によることが不適切と認められる案件は除きます。

2 実施時期 平成23年10月以降に公告する案件

3 入札手続

電子入札システムにより入札手続を行うもので、ホームページ等に入札案件を公告しますので、まず、「入札参加者のパソコン※1」又は「交通局に設置の来庁者端末※2」から複写承認書を印刷し、公告に記載の方法で設計図書を入手してください。

次に、設計図書に基づき積算を行っていただいたうえ、指定する期間内に「※1」又は「※2」から入札してください。

なお、「※1」の場合は、入札時（金額送信時）に、入札参加申請書、公告に記載する資格確認に必要な書類、工事の内訳書を1つのファイルに加工し添付してください。

また、添付できない場合及び「※2」にて入札する場合は、必要書類を封入、封かんし契約窓口に設置する入札資料提出ポストに投函してください。

詳細は別紙フロー図のとおりです。

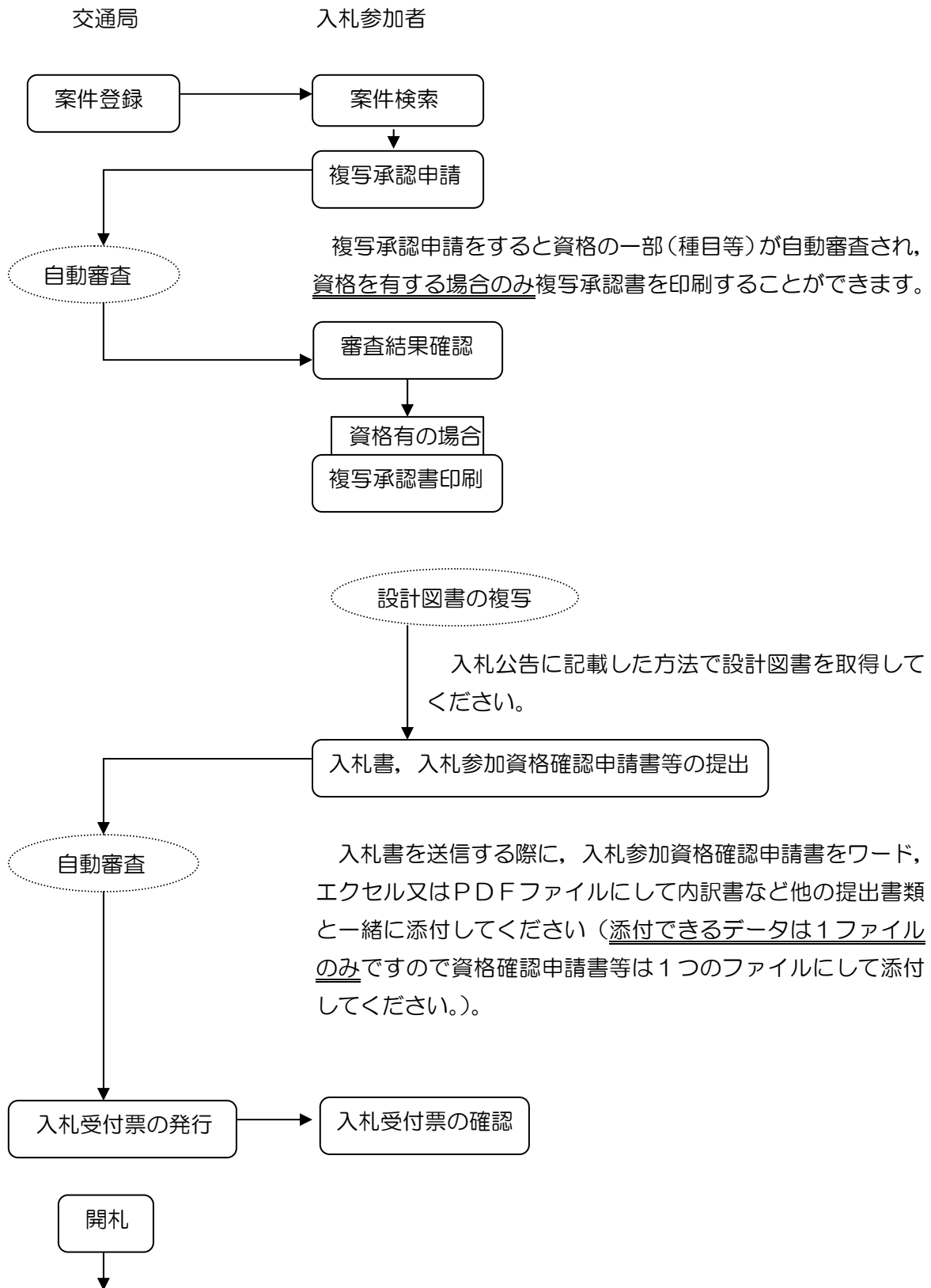
4 その他 「事後確認型一般競争入札」の導入に伴い、通常型指名競争入札は取りやめます。交通局からの指名は行いませんので御注意ください。

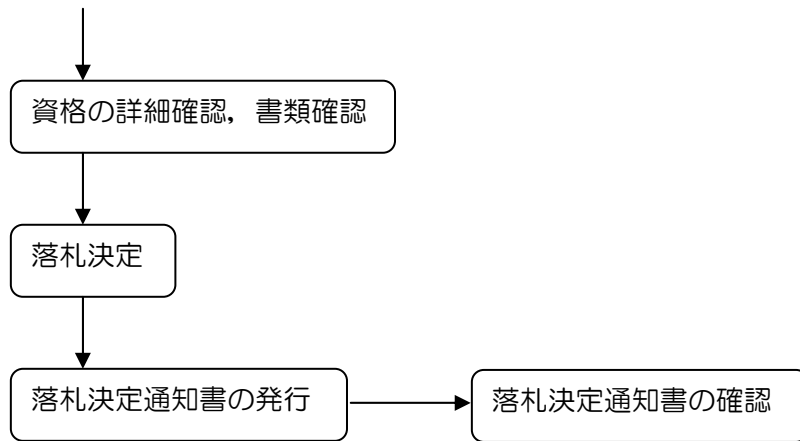
この件に関するお問合せは

京都市交通局企画総務部財務課管財契約係まで

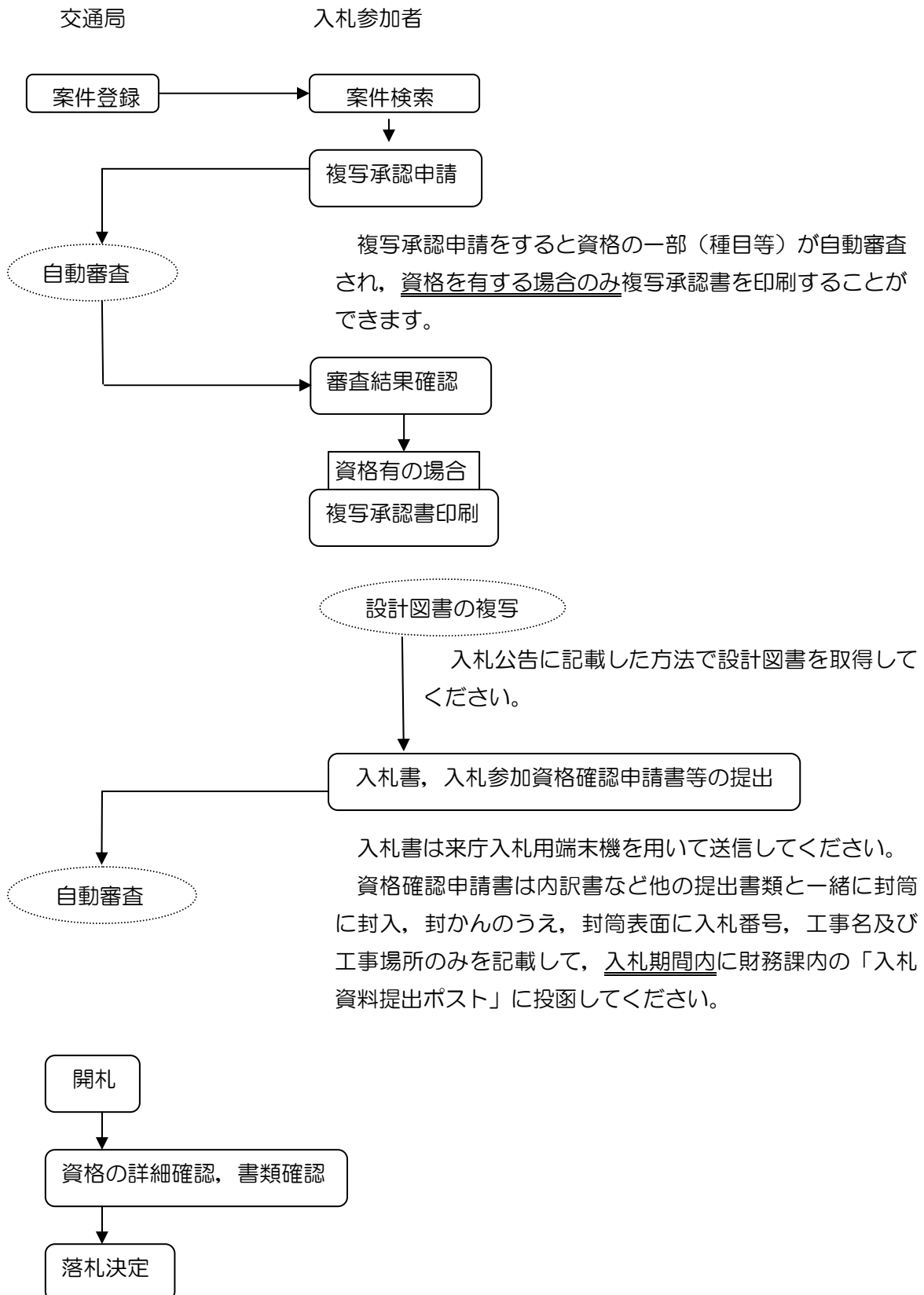
TEL 075-863-5095

事後確認型一般競争入札の手順（インターネットを利用した場合）





事後確認型一般競争入札の手順（来庁入札端末機を利用した場合）



○ 電子入札（インターネット）の利用について

「電子入札」とは、調達情報の公開、入札、開札、結果公表といった一連の事務について、インターネットを介して入札者と発注者がやりとりを行うシステムです。システムを利用される際には、事前準備作業が必要になります。

詳細は行財政局契約課のホームページをご覧ください。

<http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/ebid/junbi.htm>

○ 来庁入札端末機の利用について

来庁入札端末機を利用するためには、専用の電子入札システムにログインするためのIDカード（行財政局、交通局、上下水道局共通）が必要になります。（電子入札の対象となる案件に参加される方に限りIDカードの発行申請を受け付けています。）

入札に参加されるまでに、京都市からIDカードの交付を受けてください。

IDカード発行の流れは、次のとおりです。

- 1 交通局財務課又は行財政局契約課の窓口で、「入札端末機利用者カード発行申請受付簿」に商号・名称等を記載

（カードの交付まで最長で一週間程度かかります。）



- 2 申請書等の提出とカードの交付

交付予定日以降に、財務課又は契約課の窓口でカードを交付します。

以下の申請書に必要事項を記載のうえ、実印を押印してお持ちください。

申請書の内容を確認のうえ、IDカードを交付します。

- ・入札端末機利用者カード発行申請書兼受領書兼入札委任状
 - ・入札端末機利用に関する再委任許諾書(京都市に委任状を提出している場合のみ)
- （申請書は契約課のホームページからダウンロードすることができます。）

御注意

IDカードは行財政局（市役所）、交通局、上下水道局共通で御利用いただけるカードですが、入札に際しては、行財政局（市役所）の案件は行財政局契約課、交通局の案件は交通局財務課、上下水道局の案件は上下水道局用度課に設置された入札端末機からのみ入札することができますので御注意ください（交通局の案件を行財政局契約課及び上下水道局用度課に設置された入札端末機から入札することはできません。）。